

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公表番号】特表2018-531979(P2018-531979A)

【公表日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2018-522514(P2018-522514)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/28 (2015.01)

A 6 1 K 35/35 (2015.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/14 (2006.01)

A 6 1 K 47/46 (2006.01)

A 6 1 K 47/42 (2017.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

A 6 1 P 19/02 (2006.01)

A 6 1 P 1/04 (2006.01)

A 6 1 P 37/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/28

A 6 1 K 35/35

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/14

A 6 1 K 47/46

A 6 1 K 47/42

A 6 1 P 29/00 1 0 1

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 1/04

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 37/06

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脂肪組織由来幹細胞(ASC)に由来するエクソソーム集団およびTGF- 阻害剤を含んでなる組成物であって、

前記エクソソーム集団が、

a. 該エクソソームの少なくとも20%が、少なくとも3kDaの平均分子量を有し、かつ/または

b. 該エクソソームの少なくとも20%が、150~300nmの平均直径を有し、かつ/または

c. 該集団からのエクソソームがTSP-1を含んでなり、かつ/または

d. a) 3kDaカットオフ膜を用いて細胞を含まないMSC馴化培地を濾過して残留

物を回収すること、または

b) 細胞を含まないMSC馴化培地を、エクソソームを沈殿させるのに十分な速度で遠心分離してペレットを回収すること

を含む方法により得られる、

前記組成物。

【請求項2】

前記集団におけるエクソソームが、低いレベルのTGF- α および/または潜在TGF- β を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記MSCがヒトである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記TGF- β 阻害剤が、表1に示される阻害剤からなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

免疫介在性炎症性疾患の治療方法における使用のための、請求項1~4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

前記免疫介在性炎症性疾患が、関節リウマチ(RA)、炎症性腸疾患(IBD)およびクローン病からなる群から選択される、請求項5に記載の使用のための組成物。

【請求項7】

前記MSCが同種異系である、請求項5または6に記載の使用のための組成物。

【請求項8】

前記組成物が全身にまたは局所的に投与される、請求項5~7のいずれか一項に記載の使用のための組成物。

【請求項9】

前記組成物が、直腸、鼻、口腔、腔、皮下、皮内、静脈内、腹腔内、筋肉内、関節内、滑液嚢内、胸骨内、くも膜下腔内、病巣内もしくは頭蓋内の経路を介して、または埋め込み型リザーバーを介して投与される、請求項8に記載の使用のための組成物。

【請求項10】

前記組成物が、少なくとも1つの追加的治療薬と組み合わせて投与される、請求項5~9のいずれか一項に記載の使用のための組成物。